公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター 平成30年度第1回保安検査報告書

平成30年8月 原子力規制委員会

目 次

1.	実施概要	. 1
	(1)保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)	. 1
	(2)保安検査実施者	. 1
2	保安検査内容	1
	(1)基本検査項目	. 1
	(2)追加検査項目	. 1
3.	保安検査結果	. 1
	(1)総合評価	. 1
	(2)検査結果	. 2
	(3)違反事項	. 4
4.	特記事項等	. 4

1. 実施概要

- (1)保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照) 平成30年5月31日(木)
- (2)保安検査実施者

東海·大洗原子力規制事務所

原子力保安検査官 大高 正廣

原子力保安検査官 星 勉

2. 保安検査内容

- (1)基本検査項目(下線は保安検査重点項目に基づく検査項目)
 - ①改善活動の取組状況に係る検査
 - ②異常事象等発生時の措置
- (2)追加検査項目

なし

3. 保安検査結果

(1)総合評価

今回の保安検査においては、「改善活動の取組状況に係る検査」及び「異常事象等 発生時の措置」を検査項目として、資料確認、聴取等により検査を実施した。

①「改善活動の取組状況に係る検査」については、平成29年度品質方針に基づき、 マネジメントレビュー活動が適切に実施されているかを検査した。

その結果、日本原子力研究開発機構大洗研究所(以下「大洗研」という。)の被ばく汚染事故等の外部事業者の事例等を反映した予防処置等を含めた取りまとめ及びマネジメントレビューにおける所長決定事項を踏まえ、各部・課長は、「マネジメントレビュー記録に対する改善計画・報告書」を作成している。

所長は、「品質活動方針」及び「平成30年度品質保証活動目標」を作成し、 周知している。

以上について、議事録等により確認した。

②「異常事象等発生時の措置」について、地震等の外部事象における施設への影響度の評価に基づき、要領等の整備、改訂等が実施されているか、外部事象に起因して想定される異常事象発生時の初動活動体制等が検討・整備されているかを検査した。

 た。

また、外部事象に起因して発生する異常事象として想定している停電、火災、溢水、設備の故障等の発生時においては、関係機関に通報すること、必要に応じて事故対策本部を設置するとしていること等を確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反となる事項は認められなかった。

(2)検査結果

1)基本検査項目

①改善活動の取組状況に係る検査

事業者の継続的な品質保証に関する改善活動として、平成29年度の品質方針に基づき平成29年度の実績評価が実施され、抽出された問題点及び改善点がマネジメントレビューにインプットされているか、また、マネジメントレビューのアウトプットを踏まえ、平成30年度の品質方針及び品質保証計画が見直され、品質目標等が策定されているか等、事業者のマネジメントレビュー活動が適切に実施されているかを検査した。主な内容は以下のとおり。

マネジメントレビュー活動は、保安規定第68条(品質保証計画の継続的改善) に基づき、「品質保証計画書」及び「マネジメント実施要領書」に従い、実施していることを確認した。

具体的には、品質保証責任者は、マネジメントレビューを開催するに当たって、マネジメントレビューのインプット情報を作成するために、東海検査部長及び各課長にマネジメントレビュー前チェックリストの作成及び平成30年3月2日までの提出を依頼していることを業務連絡書により確認した。

これを受けて、東海検査部長及び各課長は、平成30年3月2日までにマネジメントレビュー前チェックリストを作成し、品質保証責任者に提出していることを確認した。東海検査部長及び各課長の作成したマネジメントレビュー前チェックリストの主な特記事項として、人的資源として職員の力量管理を明確にしたこと、半面マスク着脱装備のマニュアルを制定したこと、教育訓練管理要領を制定すると共に、力量基準表を作成し、力量管理を明確にしたこと、等を挙げている。

平成29年度(保安)品質保証マネジメントレビューのインプット情報として、(i) 内部監査実施報告書、(ii)不適合管理表(平成29年度)、(iii)予防処置管理表(平成29年度)(外部の事業者での事例の反映:大洗研の被ばく汚染事故、日本原燃(株)のDG雨水侵入及びダクトの腐食、原子燃料工業(株)のウラン粉末漏えい事故等)等を含めていることを確認した。

品質保証責任者は、東海検査部及び各課のマネジメントレビュー前チェックリスト 並びに上記インプット情報を取りまとめて、平成29年度マネジメントレビュー項目一 覧表を作成したこと、また、これらの検討を踏まえ、「平成30年度の品質保証活動 方針及び年度品質保証活動目標(案)」を作成していることを確認した。

平成30年3月16日及び30日に実施されたマネジメントレビューについて、安全管理課長は、その結果を「平成29年度マネジメントレビュー記録」として取りまとめた後、平成30年3月30日付けで所長の承認を得ていることを議事録等により確認した。

なお、平成29年度のマネジメントレビューの取りまとめに時間を要した所長は、インプット情報に対する評価(活動上の問題点、改善案等)とアウトプット情報の紐づけの整理をした「平成29年度マネジメントレビューの整理表」を作成することを品質保証責任者に指示すると共に、今後は、「品質保証計画書」に反映し、改定するよう指示していることを確認した。

マネジメントレビューにおける所長決定事項を踏まえて、品質保証責任者は、「マネジメントレビュー記録に対する改善計画・報告書」を作成し、平成30年4月13日までに提出するように東海検査部長及び各課長に指示していることを業務連絡書により確認した。これを受けて、東海検査部長及び各課長は、平成30年4月13日に品質保証責任者宛てに「マネジメントレビュー記録に対する改善計画・報告書」を提出していることを確認した。

所長は、平成30年3月30日に、品質保証計画書に基づき、「品質活動方針」 及び「平成30年度品質保証活動目標」を設定すると共に、当該目標に必要な計 画の策定を指示していることを業務連絡書により確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反となる事項は認められなかった。

② 異常事象等発生時の措置

地震等の外部事象における施設への影響度の評価に基づき、対策が必要と判断されている場合には、関連する要領等の整備、改訂等が実施されているかを検査した。さらに、地震等の外部事象や内部火災に起因して異常事象等の発生が想定される場合には、その異常事象等に対する初動活動体制等が検討・整備されているかを検査した。主な内容は以下のとおり。

事業者は、当該再評価において、施設に影響を及ぼす外部事象の評価結果として竜巻を抽出し、その対策として鋼製材及び自動車の飛散防止を講じるとして、「安全管理作業要領」に反映し、平成30年5月24日付けで改定したことを確認した。

外部事象等に起因して発生することが想定される異常事象等として、停電、火災、溢水、設備の故障等を抽出した事業者は、「安全管理作業要領」、「異常時、非常時における通報系統(勤務時間内)」、「通報装置(お伝え君)(平日時間外

及び休日)」、「地震・停電時通報連絡マニュアル」等に従い、警報の吹鳴、又は発見者からの通報を起点として、これらによる異常事象発生時における初動対応として、関係機関に通報する体制を整備していること及び異常事象の対応措置として、被害の拡大防止の目的から、対策本部を「安全管理作業要領」に従って設置していること、並びに初期行動時に必要な防災資機材を「放射線管理マニュアル」に従って整備し、その点検を毎月実施していることを点検記録等により確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反となる事項は認められなかった。

- 2)追加検査項目 なし
- (3)違反事項 なし
- 4. 特記事項等 なし

保安検査日程

月日	5月31日(木)
	●初回会議
午前	〇改善活動の取組状況に係る検査
	〇異常事象等発生時の措置
-	
午 後	●チーム会議
	●まとめ会議
	●最終会議
勤務	
時間外	

*○:検査項目、●:会議等